

事務連絡
平成 25 年 2 月 25 日

各地方厚生局指導養成課
四国厚生支局健康福祉課] 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室

実務者研修にかかるQ&A集の送付について

実務者研修にかかる質問のうち、照会の多いものについて、別添のとおり Q&A を作成しましたので、管内養成施設等へ周知いただきますようお願ひいたします。

(本件照会先)

厚生労働省社会・援護局

福祉基盤課福祉人材確保対策室

マンパワー企画係（内線 2849）

Tel : 03-5253-1111

通し番号	分類	質問	回答
1	教育内容	全国を対象に本部が通信課程を開講し、介護過程Ⅲや医療的ケアの面接授業を各県の支部や介護福祉士養成施設で行うことは可能か。また、この場合の申請先如何。	実務者研修の指定には450時間以上の教育内容が必要であるが、指定を受ける際にそれらの面接授業のみを各県にて実施することも可能である。 なお、本部以外で教育を行う場合にも、その都度教員や備品等の要件を満たす必要があることに留意すること。 また、この場合の申請先は本部所在地を所管する各地方厚生(支)局に提出すれば、足りるものである。(通信主体の課程の場合に限る)
2	教育内容	実務者研修における合同授業(一つの実務者養成施設で複数の学級を有する場合に同時に授業を行うこと)又は実務者養成施設の課程間ににおいて授業を行うことをいう。)の実施は可能か。	合同授業は一学級における定員数50人以下といった基準を遵守した上で、双方の授業運営等に支障を来さない場合に限り、これを行つて差し支えない。 ただし、この場合であっても、それぞれの実務者養成施設で必要な専任教員数の確保が必要であること。
3	教育内容	平成24年1月12日付事務連絡「介護福祉士養成等における医療的ケア及び実務者研修に関するQ&A集」の送付についての実務者研修関係問4に記載されているスクールアワーの適用について、大学以外には認められないものか。	実務者研修として必要な「教育に含む事項」を全て含み、「到達目標」が達成される教育を行う場合には、大学以外においてもカリキュラムの編成を行うことも支えないこととする。
4	教員	実務者養成施設の通学課程の専任教員(教務に関する主任者を含む)が、同一施設内の通信主体の課程の専任教員(教務に関する主任者を含む)を兼務することは可能か。	原則は不可であるが、同一施設内において実務者研修の通学課程と通信課程を実施する場合に、双方の業務に支障が生じない場合に限り、例外として可能とする。
5	教員	実務者養成施設の通学課程の専任教員(教務に関する主任者を含む)が、同一施設内の教員課程の実務者養成施設の専任教員(教務に関する主任者を含む)を兼務することは可能か。	原則は不可であるが、同一施設内において実務者研修の通学課程を実施する場合に、双方の業務に支障が生じない場合に限り、例外として可能とする。
6	教員	介護過程Ⅲについて、教員要件を満たす者を外部から招へいして実施することは、可能と考えるがいかがか。	お見込みのとおり。
7	教員講習会	介護教員講習会で、「介護教育方法」「介護過程の展開方法」の2科目を学んできた者が、実務者研修教員講習会で実務者研修の目的、評価方法のみを受講し、介護教員講習会で実務者研修教員講習会でこれらとの料目について修了したことを証する書類を交付した場合には、実務者研修教員講習会を修了したとみなせれるか。	実務者研修教員講習会実施者が、介護教員講習会の講師として1又は複数の科目を担当した経験を有するものであつて、当該講師が実務者研修教員講習会を受講する場合にあっては、実務者研修教員講習会の実施者は、当該講師が担当した1又は複数の科目について、当該講師が当該科目を担当したものとして認定することができるものであることをこととしているため、修了証を交付することができる。
8	教員講習会	実務者研修教員講習会の講師の経験がある者が、実務者研修教員講習会を受講する場合、一定時間数を履修したものとして認定することができるところとして認定するところがある。実務者研修教員講習会を受講する場合に、全ての科目を教えた者がおり、その者が実務者研修教員講習会を修了したと見てよいが、その場合に修了証を交付することは可能か。	実務者研修教員講習会実施要領、介護教員講習会を受講する場合に、実務者研修教員講習会の講師として全ての科目を教えた者がおり、その者が実務者研修教員講習会を修了したと見てよいが、その場合に修了証を交付することは可能である。
9	教員講習会	実務者研修教員講習会と介護教員講習会は、「介護過程の展開方法」が共通している。同一法人がこの2つの講習会を実施するにあたり、合併して同じ教室で同時に講習会を実施しても構わないか。	実務者研修教員講習会実施期間中専用に利用できる教室を確保すること。「講習会の実施者は、当該講習会実施期間中に利用できる教室を確保すること。」としているので、原則としてそれぞれが、専用に利用できる教室を確保する必要がある。 なお、双方の運営に支障がない場合には、一部を合併して講習会を行うことも差し支えない。

通し番号	分類	質問	回答
10	修了認定	A実務者養成施設において履修した科目については、生徒からの申請に基づき、A実務者養成施設のシラバス等により評価し、B実務者養成施設の学習内容に相当するものと認められる場合には、B実務者養成施設の科目の履修に代えて、B実務者養成施設において修了証を発行して差し支えない。なお、その場合に、B実務者養成施設において、A実務者養成施設の在籍月数を通算することも差し支えない。	A実務者養成施設において履修した科目については、生徒からの申請に基づき、A実務者養成施設のシラバス等により評価し、B実務者養成施設の学習内容に相当するものと認められる場合には、B実務者養成施設の科目の履修に代えて、B実務者養成施設において修了証を発行して差し支えない。なお、その場合に、B実務者養成施設において、A実務者養成施設の在籍月数を通算することも差し支えない。
11	修了認定	介護職員基礎研修等を途中まで履修していたところ、やむを得ず学習を中断し、その後実務者養成施設に入所した場合、介護職員基礎研修等での学習は修了認定の対象となるか。	介護職員基礎研修等を途中まで履修した科目が当該実務者養成施設における科目的履修に代えて差し支えない。
12	修了認定	地域の団体等で実施されている研修であって、通信で行うものは、修了認定の対象となるか。	修了認定の対象となる地域の団体等で行う研修は、原則として通学により行われるものである。
13	設備・備品	指定申請にあたつて既に指定済みの養成施設の場所を活用することは可能か。	双方の教育上支障がなければ、差し支えない。
14	その他	高等学校が実務者研修を行う場合に、どの省令、通知を見ればよいか。	高等学校が実務者研修を行う場合には、省令は「社会福祉士介護福祉士養成施設の設置及び運営指針」によらず、通知は、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置指定期間」によらねたい。
15	その他	実務者研修は、実務経験が無いと受講できないうか。	受講対象者に手段の制限は設けていないため、受講は可能である。
16	その他	実務者研修の設定期間は、設置日の9か月前までであり、指定申請書の提出期限は、開始日の6か月前までとされているが、この設置日と開始日の日付が異なつても差し支えない。	差し支えない。なお、開始日については、事前に各地方厚生(支)局と相談すること。
17	その他	実務者研修の設置計画書・指定申請書・指定申請書の提出期限は、設置計画書を9か月前までに所管する各地方厚生(支)局へ提出すること。開講期間が決定した際には、指定申請書等の必要事項が生じた際には各地方厚生(支)局担当者へ相談すること。	提出の段階で記載することが難しい場合は、未定として差し支えない。ただし、実務者養成施設の希望とする開講期間(予定)を記載し、設置計画書を9か月前までに所管する各地方厚生(支)局へ提出すること。開講期間が決定した際には、指定申請書等の必要事項が生じた際には各地方厚生(支)局担当者へ相談すること。
18	その他	実務者研修修了者は、初任者研修等の科目を免除されるのか。また、実務者研修の修了証をもつて、訪問介護員として従事することは可能か。	可能である。実務者研修修了者は、各都道府県の判断により、初任者研修等の全科目を免除することが可能であり、その場合には、実務者研修の修了証をもつて訪問介護に従事する際の證明書としても差し支えない。詳細は、老健局振興課長通知「介護職員養成研修の取扱細則について」「介護職員初任者研修関係」を参照のこと。